

第 9 章

シリア・レバノン
— アメリカの「民主化」要求が
強化する「非民主的」体制

■ 青山弘之

はじめに

二〇〇五年二月十四日にレバノンのラフィーク（以下、R）・ハリリー元首相が暗殺されて以降、シリアとレバノンをめぐる情勢は大きく変化した。暗殺を契機とするレバノン国内での反シリア感情の高揚と、国際社会によるシリア・バツシングのなかで、四月二十六日、駐留シリア軍・治安組織が完全撤退し、二十九年に及ぶレバノン実効支配に終止符が打たれたのである。

シリアによるレバノン「占領支配」は、イラク戦争開始（二〇〇三年三月）以降、ジョージ・W・ブッシュ米政権によって繰り返し批判されてきた。「対テロ戦争」と「民主化」を振りかざし中東地域への内政干渉を正当化してきたアメリカは、イラク復興・治安回復問題や中東和平プロセスに対するシリアの非協力的な態度を非難するとともに、実効支配下のレバノンにおける「自由」や「民主主義」の抑圧を厳しく追及してきた。しかし、このようなアメリカの対シリア・レバノン政策は、域内におけるシリアの影響力の排除と反米的な政策の転換を主要な目的としており、シリアとレバノンにいか「自由」や「民主主義」を根づかせるかという視点を欠いていた。

I シリアによるレバノン実効支配

「ビラード・アツシヤーム」（現在のシリア、レバノン、ヨルダン、パレスチナ、イスラエル、イラク北部、トルコ南東部を包摂する地域）と総称される地域の一角をなすシリアとレバノンは、社会・文化的にも歴史的にもきわめて

近い存在である。この地域はさまざまな宗教・宗派集団、エスニック集団を包摂する「モザイク社会」としての性格を共有しており、シリアでは、イスラーム教のスナ派（七六％）、アラウィー派（二三％）、キリスト教のギリシャ正教徒（三％）、シリア正教徒（二％）などが、レバノンでは、イスラーム教のスナ派（二四％）、シリア派（三五％）、ドウルーズ派（五％）、キリスト教のマロン派（二二％）、ギリシャ正教徒（七％）、ギリシャ・カトリック（四％）、アルメニア教徒（三％）などが暮らしている（カッコ内は各国における人口比推計）。また両国は、独立（シリアは一九四六年に、レバノンは一九四三年に独立）以前のほほすべての時代において、オスマン帝国やビザンツ帝国といった同一国家・王朝の支配を受けてきた点でも共通している。

だが、こうした多様性を国民統合と結びつける手法はきわめて対照的だった。シリアでは、宗教・宗派集団同士の差異を克服すべくアラブ性が強調された。とりわけアラブ社会主義バアス党（以下、バアス党）が全権を掌握した一九六〇年代以降は、アラブ民族主義が統治の正統性を高める上で重要な役割を担った。一方、レバノンでは、多様性を尊重した宗派主義と呼ばれる体制が敷かれた。一九四三年の国民協約によって成立したこの体制は、当時の宗派間の人口比（キリスト教徒五二％、非キリスト教徒四八％）にそって、主要な宗派に公的ポストを配分し、権力バランスを保とうとするもので、これにより、大統領はマロン派、首相はスナ派、国民議会（国会）議長はシリア派、副首相と国民議会副議長はギリシャ正教徒に割り当てられるとともに、国民議会におけるキリスト教徒の優位が確保された。

レバノンの宗派主義は、一九七〇年代まで複合国家のモデルとしてしばしば注目を浴びた。だが、人口構成の変化（イスラーム教徒の人口増加）に対応し得ないその硬直的なありようは、しだいに国内の不和を助長し、レバノン内戦（一九七五～九〇年）の一因となった。

内戦はレバノンの国民統合を損ねただけでなく、シリアの安全保障をも脅かした。一九七六年にシリアがレバ

ノンの安定回復を目的に派兵に踏み切ったのは、イスラエルが内戦に乗じてレバノンに政治的・軍事的に介入し、同国を「前線基地」化することを恐れていたからである。むろん、シリアの内戦干渉がこうした消極的な動機のみに基づいていたわけではなかった。ハーフィズ（以下、H）・アサド政権（一九七〇—二〇〇〇年）の下、「強力で安定した地域大国」へと変身を遂げたシリアは、「ビラード・アツシヤーム」の覇権を握ることで、地政学的なライバルであるイスラエルに対峙しようとした。そしてこの政治的野望を実現するための第一歩として、内戦で弱体化したレバノンを手中に収めようとしたのである。

一九八九年十月、レバノンの国民議会議員がサウジアラビアのタイフで国民和解憲章（以下、タイフ合意）に署名し、翌年内戦は終結した。この合意は内戦後のレバノンの青写真を示したもので、政治体制については、「政治的宗派主義の廃止」、「すべての民兵の解体とレバノン軍への武器の引き渡し」などが明記された。またシリアとの関係については、内戦終結に向けた同国の「努力」に配慮するかたちで、次のような文言が盛り込まれた。

「レバノンの主権を伸張するため、シリア軍は……レバノン軍を支援する。その期間は……〔内戦終結〕後、二年以内とする。同期間終了時、両国政府……は、ベカーア高原、そしてダフル・バイダル、ハンマーナー、ムダイリジュ、アイン・ダーラ（以西）のベカーア西部におけるシリア軍の再集結に関して決定を下す。さらに必要に応じて……両国合同軍事委員会が他の地区での再集結を決定する。……レバノンとシリアの間には、血縁、歴史、そして同胞としての共通の利害によって強化された特別な関係が存在する……。レバノンはシリアの安全保障を脅かす源泉となつてはならず、シリアも……レバノンの安全保障を脅かす源泉となつてはならない」。

しかし、こうした規定が字義どおりに実行されることはなかった。レバノン国内では、国民議会におけるキリスト教徒の優位が改められ、大統領、首相、国民議会議長がそれぞれの権力行使を相互承認し合う「トロイカ体

制」が確立した。だが、主要宗派への公的ポストの硬直的配分という宗派主義の慣行が廃止されることはなかった。また民兵の処遇についても、ヒズブツラーのレジスタンス組織（イスラーム抵抗）とレバノンを拠点とするパレスチナ人組織の武装部門が、イスラエルのレバノン南部占領を理由に武装解除と解体を免除された。

さらに、シリアとの関係については、レバノン・シリア同胞協力協調条約（一九九一年五月締結）によって、シリア軍の駐留期間を「二年以内」としたターイフ合意の規定が反故となり、シリア軍約四万人と治安組織（数は不明）による国民生活の監視と内政の操作が既成事実化した。また三〇万人とも九〇万人とも言われるシリア人労働者が流入し、復興事業で安価な労働力を必要としていたレバノンの労働市場を席卷することで、同国は「準植民地／準入植地」と化した。

レバノン国民の反シリア感情はこのような状況下で醸成されていったが、それがあからさまに表明されるようになったのは二〇〇〇年以降であった。すなわちこの年の五月、イスラエル軍がシャブア農場を除くレバノン南部から撤退したことで、シリア軍駐留の意義があらためて問い直されるようになった。また六月にH・アサド大統領が死去すると、その卓越した政治手腕と絶対的な指導力を前に沈黙を余儀なくされてきたレバノン国民のなかから、シリアとの関係見直しを求める声が高まるようになったのである。

二〇〇〇年七月にシリアの新指導者となったバツシャル（以下、B）・アサド大統領は、このような変化に対処すべく、駐留軍の段階的な再展開を行い、その兵力を二万五〇〇〇人程度にまで削減するとともに、内戦の「トラウマ」を刺激し、「レバノンが国民統合と安定を維持するには、シリアの庇護が不可欠だ」との念をレバノン国民に植えつけようとした。そして、「力」でなく「智」に依拠したこの新たな手法によって、レバノンでは大規模なシリア排斥運動の発生が抑えられ続けた。

II レバノン「占領支配」をめぐるバツシング

ところで、一九九〇年代以降のシリアによるレバノン実効支配は、東西冷戦構造の崩壊を受けて唯一の超大国となったアメリカとの政治的取引を通じて実現した。湾岸危機（一九九〇年八月）、湾岸戦争（一九九一年一月）に際して、シリアはアメリカを中心とする多国籍軍に協力する一方で、マドリード中東和平国際会議（一九九一年十月）によって本格化した中東和平プロセスに参加し、その見返りとして、レバノンで反シリア武装闘争を継続していたミシエル・アウン司令官（暫定首相）の打倒（一九九〇年十月）をアメリカに黙認させたのである。

シリアとアメリカという一般的な敵対し合っていると思われがちだが、このような政治的取引をみても明らかのように、両国の関係は、互いを批判しつつも水面下で交渉を重ねて利権を分け合おうとする「友好的敵対」¹、ないしは「敵対的友好」²を特徴としていた。しかし、二〇〇二年半ば、イラク攻撃を間近に控えたブツシユ政権内において、「反米的・非民主的な『ならず者国家』との妥協や取引がアメリカの国益にとって有害であり、そのような国家に対して変革を迫る、ないしは転覆に追い込むべきだ」との考え方が優勢になると、アメリカとシリアの関係はにわかに緊張感を増していった。そしてイラク戦争開始とともに、ブツシユ政権がシリア批判を本格化させ、二〇〇三年末にシリア問責レバノン主権回復法が成立したことで、「友好的敵対」関係は新たな局面を迎えた。

アメリカとシリアの攻防は当初、イラク復興・治安回復問題や中東和平プロセスの枠組みのなかで繰り広げられた。アメリカは、シリアがイラクへの「テロリスト」（アル・カーイダのメンバーや旧サッダーム・フセイン政権の支持者）の密入国やパレスチナの「テロ組織」（ハマース、イスラーム聖戦など）の活動を支援していると非難する一方、シリアは対イラク国境地帯の警備強化やパレスチナ人組織の広報事務所閉鎖などを発表することでアメリカ

の攻勢を対処療法的にかわそうとしたのである。

しかし、二〇〇四年六月の米仏首脳会談において、シリアとヒズブツラーの封じ込めを目指すブッシュ米政権と、レバノンを足がかりに中東地域への政治的関与を強化しようとするジャック・シラク仏政権の思惑が一致し、シリアによるレバノン「占領支配」に批判が集中するようになると、シリアは徐々に劣勢を強いられるようになった。

米仏によるシリア・バッシングは、B・アサド政権の意向を反映するかたちでレバノンのエミール・ラッフード大統領の任期延長が断行されたのを機に本格化した。八月二十八日、政敵であるラッフード大統領の再任に当初難色を示していたR・ハリリー首相が、シリアの「忠告」に従い、大統領の任期を三年間延長するための憲法第四十九条改正法案の閣議決定（九月三日に国民議会でも可決）に踏み切ると、米仏は国連に働きかけ、九月二日、国連安保理決議第一五五九号を採択したのである。この決議は、レバノンにおける「自由で公正な選挙」を支持するという名目の下、「すべての外国駐留軍の撤退」、「レバノン人および非レバノン人の民兵組織の武装解除と解体」という文言によって駐留シリア軍と治安組織の完全撤退とヒズブツラーの武装解除を求めている。

国連安保理決議第一五五九号採択によって国際社会の圧力が増すことを懸念したシリアは、事態の沈静化をねらって迅速な対応に出た。九月下旬、B・アサド政権は駐留シリア軍約三〇〇〇〇人の再展開を実施し、その兵力を約一万四〇〇〇人にまで削減することで、撤退への意思を積極的に示そうとした。また米仏によるバッシングとレバノン国内の政治的混乱に対処すべく、R・ハリリー首相の外交手腕と政治的求心力に期待をかけ、彼の首相職の継続を目指した。しかし、憲法改正反対派を取り込んだかたちでの「国民和解内閣」の発足という無理難題をラッフード大統領に突きつけられたR・ハリリー首相は、シリアの要請を固辞し、十月二十日に辞表を提出したのである。

ラッフード大統領の任期延長はまた、レバノン国内の政治的対立をより鮮明なものとし、ル・プリストル会合派とアイン・アッ・ティナ国民会合派という二大勢力の形成をもたらした。ル・プリストル会合派は、二〇〇四年九月下旬、ベイルート市内のル・プリストル・ホテルに会し、タ・イフ合意に基づくシリア軍の再展開、治安組織の政治への不干渉などを掲げた政党・政治組織の総称で、ワリード・ジュンブラート議員を党首とする進歩社会主義党（および同党を中心とする国民議会内会派、民主会合ブロック）、クルナト・シャフワーン会合（マロン派のナスルツラー・スファイル総大司教に近いプトルス・ハルブ議員らの政治組織）、民主刷新運動（ナス・イブ・ラッファード議員を中心とする政治組織）などからなっていた。一方、アイン・アッ・ティナ国民会合派は、シリアとの関係維持・強化を目指すべく、二〇〇五年二月初めにアイン・アッ・ティナにあるナビーフ・ビツリー国民議会議長（アマル運動書記長）の自宅に結集した勢力の総称で、アマル運動（および同組織を中心とする国民議会内会派、抵抗・開発ブロック）、ヒズブツラー（および同党を中心とする国民議会内会派、抵抗への忠誠ブロック）、バアス党、シリア民族社会党、レバノン・カタ・イブ党、そしてR・ハリリー内閣総辞職を受けて発足したウマル・カラミ内閣の閣僚などからなっていた。

こうした状況下で、R・ハリリー前首相がどのような政治的立場をとろうとしていたのかは、今となつては知る由もない。彼は死の直前まで、ジュンブラート議員と協力関係の維持を確認し続けたが、このことが政敵ラッフード大統領に対する包囲網の結成を意図していただけなのか、シリアとの対決を前提としていたのかが判然としないからである。しかし、二〇〇五年二月初めに開かれたル・プリストル会合派の集会で、「タ・イフ合意に基づくシリア軍の再展開」という従来の要求に代えて、「国連安保理決議第一五五九号にそつたシリア軍の完全撤退」が目標に掲げられ、この集会にベイルート決定ブロック（R・ハリリー前首相を代表とする国民議会内会派）のメンバー二人が出席していたことで、R・ハリリー前首相はその死とともに「反シリア勢力の殉教者」としてま

つり上げられていったのである。

Ⅲ R・ハリリー前首相暗殺後の混乱

二〇〇五年二月十四日、ベイルート市内でR・ハリリー前首相が乗った車列が爆破され、前首相を含む一七人が死亡、二〇〇人以上が重軽傷を負った。この事件は、二月初めの集会で反シリア色を鮮明に打ち出したル・プリストル会合派がシリア排斥運動を本格化させる絶好の機会を与えた。前年十月一日にマルワーン・ハマード議員（進歩社会主義党 暗殺未遂を「反シリア勢力」に対する「テロ」と非難していた同派は、R・ハリリー前首相の暗殺を、「シリアの犯行」と断じた上で、反シリア感情を爆発させた民衆を主導し、「独立インティファダ」を開始したのである。

国際社会、とりわけ米仏政府とメディアもこうした「推定有罪」に同調するかたちで、シリアを痛烈に批判した。そして、レバノン国内のデモを「アルズ（杉の木）革命」と評し、中東「民主化」の先駆けと位置づけることで、シリアに国連安保理決議第一五五九号の実施を強く迫っていったのである。とりわけアメリカは、「R・ハリリー前首相の暗殺を招いたレバノンの政治的不安定と治安維持能力の欠如はシリアに責任がある」との強引な論理を展開し、対シリア政策を協議するという名目で在ダマスカス米大使を本国に召還するといった強硬な態度で臨んだ。

R・ハリリー前首相を失ったベイルート決定ブロックとムスタクバル潮流（R・ハリリー前首相が指導した政治組織）、さらにはアウン元司令官が率いる自由国民潮流をも取り込むかたちで勢力を拡大したル・プリストル会合派は、ベイルート市内の殉教者広場で連日、数万から十数万人規模のデモを繰り返し、暗殺の真相究明、シリ

ア軍の完全撤退、カラミー内閣の辞職、治安責任者の解任などを要求した。その結果、二月二十八日、カラミー首相が国内のさらなる混乱を回避するとの理由で突如、内閣総辞職を宣言した。

こうした一連の動きに対して、B・アサド大統領は、「我々が仮にR・ハリリー前首相を殺したとすれば、それは我々にとって政治的自殺行為だ。……この犯罪で得をしたのが……シリアでないことだけは確かだ」と述べ、シリアに向けてられた一切の嫌疑を否定した。しかし、米仏が主導する国際社会の圧力に抗することはできず、三日、人民議会(国会)で異例の演説を行い、ターフ合意の規定に準じたかたちで国連安保理決議第一五五九号を実施すると宣言し、①駐留シリア軍のベカーア高原への再集結、②シリア・レバノンの二国間協議によるシリア軍完全撤退の時期の決定(と実施)、という二段階からなる撤退に応じる構えを示した。

この案は当初、レバノンからの撤退プロセスを長引かせることを目的としているかに思えたが、その後のシリアの対応は迅速であった。大統領の演説内容にそうかたちで、アサド政権はまず、三月半ばまでにレバノン全土に駐留するシリア軍をベカーア高原以東に再集結させるとともに、その兵力を八〇〇〇人に削減し、第一段階を完了した。続いて四月上旬から、今度はベカーア高原に残留したシリア軍・治安組織を帰国させ、四月二十六日に完全撤退を完了したのである。

シリアが駐留軍の撤退を進めていた頃、レバノンではアイン・アッティーナ国民会合派とル・プリストル会合派が、カラミー内閣辞職後の組閣人事などをめぐって対立を続けた。アイン・アッティーナ国民会合派は、三月八日、ヒズブラーの指導の下、国連安保理決議第一五五九号拒否、米仏の内政干渉反対、シリアとの連帯強化を求める百万人規模のデモをベイルート市内で組織し、その勢いに乗じて、三月十日、カラミー前首相を復職させることに成功した。その上で同派は、「国民和解内閣」の発足を通じた事態の收拾を要求し、ル・プリストル会合派に入閣を迫っていった。これに対し、ル・プリストル会合派は、バヒーヤ・ハリリー議員(R・ハリ

リー元首相の妹)の呼びかけの下、R・ハリリー前首相没後一カ月にあたる三月十四日に百万人規模の追悼集会を主催し、その勢力を誇示した。そして、前首相暗殺の真相究明、治安責任者の解任、シリアの完全撤退を要求するとともに、暫定的な選挙監視内閣の発足を主張した。

アイン・アッティーナ国民会合派とル・ブリストル会合派の対立は、四月十三日にカラーミー首相の二度目の辞職を経て、同月十九日にナジーブ・ミーカーティ内閣が発足(四月二十七日に国民議会で承認)したことで、一応収束した。しかし、この政情回復は、R・ハリリー元首相暗殺事件調査のための国連国際独立調査委員会(UNIIIC)の設置(国連安保理決議第一五九五号、四月七日採択)や駐留シリア軍の完全撤退などによって、両派の対立点が解消したことでもたらされたものではなかった。むしろそれは、「内閣不在の状況下で、国民議会が任期(五月三十一日)を終え解散すれば、『憲政上の真空』が生じる」という強迫観念と、「任期終了以前の国民議会選挙の実施」を強く求める米仏などの外圧によって促されたという側面があったのである。

超党派の国民議会議員らからなるミーカーティ内閣は、①国民議会選挙の投票開始日を五月二十九日とする、②それまでに選挙法改正が実現しなかった場合は、現行の選挙法(二〇〇〇年選挙法)の下で選挙を断行する、との立場を施政方針において示し、国民議会選挙の実施を至上命題とした。しかし、内戦の「トラウマ」と国際社会の外圧によって付け焼き刃的に準備された選挙を通じて明らかになったのは、宗派主義が「自由」や「民主主義」を阻害するというレバノンの現実であった。

レバノン国民議会(定数二二八議席)選挙は、大選挙区完全連記制を採用しているが、その議席はキリスト教徒とイスラーム教徒に均等に配分された上で、各地域(選挙区)の人口比に応じて主要な宗派に振り分けられる。そして有権者は、政党や有力政治家が作成した選挙リストにそって各宗派の候補者を選ぶか、自らが投票したい候補者を個別に選ぶことになっている。

こうした制度の下、有力政治家たちは、選挙のたびに自らの地盤を囲い込むかたちでの選挙区改編を試みることで、政敵との票の奪い合いを回避し、自身への支持票をもって地盤地域の議席を獲得しようとした。また一つの選挙区が複数の政治家、ないしは政党の地盤にまたがっている場合には、ライバル候補者同士が選挙リスト作成などを共同で行うことで、議席をあらかじめ分け合っていた。

二〇〇五年の国民議会選挙をめぐる駆け引きは当初、R・ハリリー元首相暗殺後の対立を反映するかたちで展開した。すなわち、選挙区を改編するための選挙法改正をめぐって、アイン・アツィティナ国民会合派は、一四選挙区からなる現行の区割りを廃し、県を選挙区とすることを政策として掲げる一方、ル・プリストル会合派に属す議員の多くは、現行の区割りをさらに細分化し、郡を選挙区とすべきだと主張し、反目し合ったのである。しかし、ミーカーティー内閣が二〇〇〇年選挙法に基づく選挙の実施を実質的に推し進めると、政治家たちの主たる関心は、いかなる選挙協力を通じて議席の維持・増加を図るかという点に移っていた。

このような政局の変化にいち早く反応し、それまでの政策的立場や政治理念を無視したかたちで政界再編を主導していったのが、R・ハリリー元首相の後継者として立候補を表明した二男サアドディーン（略称サアド、以下、S）・ハリリー氏であった。彼は、ル・プリストル会合派を主導してきたジュンブラト議員率いる進歩社会主義党だけでなく、アイン・アツィティナ国民会合派において中心的役割を担ってきたアマル運動、ヒズブッラーと各地で選挙協力を行い、それぞれの地盤となる選挙区での議席の独占を目指していったのである。

これに対し、S・ハリリー氏を軸とする選挙同盟から排除された政党や政治家からは批判が相次いだ。しかし、彼らもまた、政敵との合従連衡を試みることで、選挙戦を乗り切ろうとした点ではなんら変わりなかった。とりわけ、二〇〇五年五月七日に十五年にわたるフランスでの亡命生活を終え帰国したアウン元司令官は、S・ハリリー氏とジュンブラト議員を「ルストウム・ガザーラ准将（シリアの実効支配を実質的に統括してきたレバノ

ン駐留シリア軍治安偵察機構課長」のようだ」と酷評しつつも、親シリアのミシエル・ムッル国民議会副議長（ラッフ・ド大統領の娘婿の父）、スライマーン・フランジーヤ前内務大臣、アフマド・カラーミー候補（カラーミー前首相の甥）、タラール・アルスラーン（レバノン民主党政首、ジュンブラート議員のライバル）などと共同で選挙リストを作成し、議席の確保を目指したのである。

五月二十九日から六月十九日にかけて四度にわたって行われた投票の結果、政策や理念を無視した談合を主導したS・ハリリー氏を代表とする新会派のムスタクバル・ブロックが三七議席を、アウン元司令官が指導する新会派の変化・改革ブロックが二一議席をそれぞれ獲得し、大躍進を遂げた。またS・ハリリー氏と選挙協力を行ったジュンブラート議員の民主会合ブロック、アマル運動による新会派の開発・解放ブロック、ヒズブツラの抵抗への忠誠ブロックがそれぞれ一五、一五、一四議席を獲得し、国民議会内での勢力維持に成功した。しかし、このような選挙結果は、有権者の審判を待つまでもなく、有力政治家たちによってあらかじめ決定されていたものであった。

IV 揺るがぬシリアの支配体制

一方、レバノンから駐留軍・治安組織を完全撤退させたシリアはその後も、国際社会の圧力の下で不利な形勢を強いられ続けた。五月下旬、国連安保理決議第一五五九号の検証チームがレバノンを視察し、シリア軍の撤退を確認したのちも、アメリカはシリアがレバノン国内に治安要員を潜伏させ、実効支配を継続しようとしているといった批判を繰り返し、シリアに揺さぶりをかけたのである。こうした発言は、シリア・イラク国境からの

「テロリスト」潜入疑惑と同様、なんらの物的証拠にも基づいていなかった。だが、六月二日と二十一日に、ベイルート市内で日刊紙『アン・ナハール』の論説記者で民主左派運動メンバーのサミール・カスイール氏とレバノン共産党のジョルジュ・ハーウィー元書記長が相次いで暗殺されたことで、シリアがレバノンの治安を攪乱し、その内政を操作しようとしているといった憶測が事実のように報じられ、シリア批判を煽っていった。

アメリカによるシリア・バッシングはまた、シリアの反政府勢力の言動にも変化をもたらした。他のアラブ諸国にも増して反米感情が強いシリアにおいて、反政府勢力、とりわけ国内で活動する有識者や政治指導者はこれまで、アメリカの外圧に乗じるかたちでB・アサド政権を批判することを避ける傾向にあった。なぜなら、そうすることで「外国勢力と結託し、シリアを弱体化させようとしている」との嫌疑をかけられる恐れがあったからである。しかし、国際社会の後押しを受けるかたちで、隣国レバノンの同胞がシリアの実効支配から解放されていく様を目の当たりにしたことで、彼らのなかに、アメリカの対シリア攻勢を好機ととらえ、B・アサド政権に揺さぶりをかけるべきだと考える者——さらにはアメリカの支援の下に既存の支配体制を転覆すべきだと主張する者——が現れるようになった。

「ネオ・リベラリーユーン」(新自由主義者)と呼ばれる彼らの活動は、二〇〇五年五月になると本格化した。五月七日、左派(アラブ民族主義、マルクス主義)系の有識者が運営するジャマール・アタスィー民主的対話会議(以下、アタスィー会議)が、国内の主要な反政府組織に呼びかけ、ダマスカス市郊外で政治改革を議論するための集会を開催し、その場で同会議運営委員会メンバーのアリー・アブドゥッラー氏が一九八〇年法律第四九号によって活動を禁止されているシリア・ムスリム同胞団の政治声明を代読し、B・アサド政権に対して暗に政治的自由化を要求したのである。また五月二十日には、デイル・ゾール市で市民社会再生諸委員会をはじめとする十余の政治組織や人権団体が国民対話会合を開催し、「デイル・ゾール宣言」を発表、国民統合や民主化を呼びかけ

た。一方、五月十日にクルド人のシャイフ、ムハンマド・マアシューク・ハズナウィー師が失踪し、六月一日に遺体で発見されると、クルド民族主義政党・政治組織が治安当局による犯行の可能性を指摘し、事件の真相究明を求めた。またこの間、シリア・アラブ人権機構やシリア人権協会などが連日、治安当局による市民の不当逮捕を非難する声明を出し、政治改革と司法制度改革を訴えた。

こうした一連の動きは、B・アサド大統領が、バアス党第十回シリア地域大会（党大会）の開催を念頭に、改革実施を示唆したことで促されたという一面もあった。シリア問責レバノン主権回復法が成立した二カ月後の二〇〇四年一月、B・アサド大統領は、アメリカの脅威に対して国内の隊列を再強化すべく、バアス党員に党の思想や組織に関する改革案を提案・議論するよう指示した。また、レバノン駐留シリア軍の完全撤退実施を公約した二〇〇五年三月五日の人民議会の演説において、彼は「我々は今、地域大会の準備段階にあり、同大会がこの国にとって大いなる飛躍をもたらすことを望む」と述べ、国内における改革実施の重要性を強調したのである。

しかし、B・アサド政権がアメリカの外圧と「ネオ・リベラリイーン」の攻勢を前にして最終的にとった行動は、改革の推進ではなく、改革運動の弾圧と権力の誇示であった。五月十五日と二十四日、治安当局は、スハイル・アタースイー代表、アブドゥッラー氏らアタースイー会議運営委員会メンバー九人の身柄を拘束した。このうちアブドゥッラー氏を除く八人はまもなく釈放されたが、六月下旬、アタースイー会議は解散を命じられた。また五月二十二日と二十四日には、シリア・アラブ人権機構のムハンマド・ラアドゥーン会長とニザール・ラストゥナーウィー事務局メンバーが、そして六月四日には、市民社会再生諸委員会のリヤード・ダッラール氏が逮捕された。さらに六月五日、カシミシュリー市で、シリア・クルド・イエキーティー党とシリア・クルド・アザーデーイー党がハズナウィー師の失踪・殺害に対する抗議デモを組織すると、治安部隊と警察が弾圧のために動員され、参加者数十人が逮捕された。

その上で、B・アサド大統領は六月六日から九日にかけて開催されたバアス党第十回シリア地域大会において、改革に対する自らの立場を明示した。この大会は、戒厳令の解除、「バアス党は国家と社会を指導する党である」と規定した憲法第八条の改正など、権威主義体制を支える諸規定を見直す場になると思われていた。しかし、B・アサド大統領は、こうした期待を裏切るかのように、党シリア地域指導部（執行部）や中央委員会の人事改編を独断的に進め、レバノン喪失後も党（および政権）内における自身の指導力が絶対的であることを誇示した。そして、戒厳令の適用基準の見直しや、政党法制定による政治的多元主義の拡充の必要などを強調しつつも、国家と社会におけるバアス党の「前衛」としての役割を前提とした大会決議を採択することで、改革の内容を決定し、その実行を指導するのが、アメリカでも「ネオ・リベラリユーン」でもなく、大統領本人であることをあらためてアピールしたのである。

おわりに

二〇〇四年九月のラッフード大統領の任期延長と翌年二月のR・ハリリー元首相暗殺を機に激しさを増したシリア・バッシングは、「シリアの『占領支配』を廃すること、レバノンに『自由』と『民主主義』を回復し、レバノンを中東の『民主化のモデル』とする」という論理によって正当化された。そして、それは、シリアによるレバノン「占領支配」の終焉とレバノンにおける「主権回復」という劇的な変化をもたらした。だが、その後のシリア、レバノン両国において現出した政治体制は、いずれも「自由」や「民主主義」とはほど遠いものであった。レバノンでは、シリア軍撤退後初となる国民議会選挙が、「主権」だけでなく、「自由」と「民主主義」の回復をア

ピールする機会となるはずだった。しかし、米仏などの外圧と内戦の「トラウマ」の下で辛うじて実施されたこの選挙を通じて明らかになったのは、政策や理念を無視した談合によって国民の政治参加を妨げた政治家たちの独断主義であった。現在、レバノンには、国連安保理決議第一五五九号におけるヒズブツラーの武装解除要求への対応や、シリアとの政治的・経済的関係の再構築などといった懸案問題が山積している。だが、宗派主義に立脚した既存の体制が抜本的に改編されない限り、国内の雑多な主義主張を集約・反映したかたちでの国家運営は期待できないだろう。

一方、シリアの状況はより深刻である。実効支配下のレバノンにおける「自由」と「民主主義」の抑圧は、突き詰めて言えば、「ビラード・アツシシャーム」の覇権を追求してきたH・アサド前政権期以来のシリアの権威主義・独裁体制によって引き起こされたものである。にもかかわらず、アメリカをはじめとする国際社会は、シリアの政治体制の「非民主性」に批判の矛先をほとんど向けず、その対中東政策（とりわけ対レバノン、対イラク、そして対パレスチナ・イスラエル政策）の転換を要求することで満足しているかのようなようである。そしてこうした偏向したパッシングの結果、シリアの権威主義・独裁体制はその存続を実質的に保障され、国民生活を抑圧するためのより巧妙な手法を学びとり続けているのである。

アメリカによる「民主化」要求が、その外交政策の独善性を隠蔽するための単なるプロパガンダとしてとどまり続け、真に変化を必要とするレバノンとシリアの政治体制を黙認するかたちで唱道される限り、それは両国の不信感と嫌悪感をもたらすだけであり、混乱と停滞にさいなまれた両国の現実が打開されることもないだろう。

〈参考文献〉

- 青山弘之「シリアは何を目論んでいるのか——バッシュール・アル・アサド政権によるレバノン支配(特集「レバント、何処へ」)〔季刊アラブ〕第一〇六号、二〇〇三年秋)八一—二ページ。
- 「シリアと米国——ブッシュ米政権の脅威との戦い(二〇〇三年三月—二〇〇四年八月)〔現代の中東〕第三八号、二〇〇五年一月)二一—八ページ。
- 「総選挙で露呈した非民主的なレバノンの政治体制——シリア軍撤退後も変わらず(特集 地殻変動を起こす中東)〔世界週報〕第八六巻、第三号、二〇〇五年六月二十一日)一〇—一三ページ。
- 「レバノン——シリア軍撤退の「意義」〔世界〕第七四〇号、二〇〇五年六月)二二六—二三三ページ。
- Diip Hiro, *Lebanon : Fire and Embers*. London : Weidentfeld and Nicolson, 1993.
- International Crisis Group (ICG), *Syria under Bashar (1) : Foreign Policy Challenges* (ICG Middle East Report No. 23), Amman and Brussels : ICG, 2004.
- Itamar Rabinovich, *The Brink of Peace : the Israeli-Syrian Negotiations*, Princeton : Princeton University Press, 1998.
- Middle East Watch, *Syria Unmasked : The Suppression of Human Rights by the Assad Regime*, New Haven and London : Yale University Press, 1990.
- Robert G. Rabil, "The Maronites and Syrian Withdrawal : From "Isolationists" to "Traitors"?" *Middle East Policy*, Vol. 3, No. 3, September 2001, pp. 23-43.
- William Harris, *Faces of Lebanon : Sects, Wars, and Global Extensions* (Princeton Series on the Middle East), revised edition, Princeton : Markus Wiener Publishers, 1999.

(二〇〇五年六月三十日脱稿)

〈追記〉

本稿脱稿後、シリアとレバノンの内政、および両国をめぐる国際情勢・地域情勢が劇的に変化し続けていることは周知のとおりである。

国連では、二〇〇五年十月十九日、R・ハリリー元首相暗殺事件へのレバノン駐留シリア軍・治安組織の関与を「推定」したUNIIICによる第一回調査報告書が提出され、同月三十一日、UNIIICへのシリアの全面協力とR・ハリリー元首相暗殺事件の容疑者への制裁などを求めた国連安保決議第一六三六号が採択された。また、UNIIICの第二回報告書提出(十二月十日)を受けるかたちで、十二月十五日、R・ハリリー元首相暗殺事件の容疑者を裁くための国際法廷の開設準備と、ラッフード大統領任期延長以降にレバノン国内で発生したすべての「テロ」事件の調査へのUNIIICの技術協力を定めた国連安保決議第一六四四号が採択された。

シリアでは、一九八〇年代と九〇年代にシリアによるレバノン実効支配を実質的に統括してきたカーズィー・カナアーン内務大臣(元駐留シリア軍治安偵察局長)が、UNIIICの事情聴取を受けた直後の二〇〇五年十月十二日に自殺した。また十一月末には、「S・ハリリー議員らレバノン政府高官から拷問と脅迫を受け、シリアの軍・治安組織が暗殺に関与したとの嘘の証言を強要された」と暴露した証人が登場し、UNIIICの調査の信頼性に疑問を投げかけた。一方、米仏などによるシリア・バッシングを追い風とするかたちで、十月十六日、シリア国民民主連合、シリア・クルド民主同盟、シリア・クルド民主戦線などが共同で「ダマスカス国民民主改革宣言」を発表し、権威主義・全体主義の廃止と民主主義の実現を呼びかけた。この宣言はまもなく、シリア・ムスリム同胞団やシリア改革党など、欧米を拠点とする反政府組織からも支持を受け、国内外のほとんどすべての反政府勢力の共同歩調が実現した。さらに十二月末、一九九〇年代末まで対レバノン政策を主導してきたアブドゥルハリーム・ハッターム副大統領が衛星テレビ局アルハラビーヤのインタビュー番組に出演し、B・アサド政権との「絶縁」と反政府運動の開始を宣言した。しかし、このような動きに対して、B・アサド政権は、反政府組織の指導者や活動家の逮捕・起訴などを敢行することで、権威主義体制の維

持・強化に努めており、「民主化」要求に応える気配はみられない。

レバノンでは、国民議会選挙後の二〇〇五年七月、ムスタクバル潮流、進歩社会主義党、ヒズブツラー、アマル運動、そしてラッフード大統領派からなるフファード・スイニユーラ内閣が発足した(七月三十日、国民議会で承認)。しかし、国内の治安状況は一向に改善されず、七月十二日と九月二十五日には、ラッフード大統領の娘婿のイリヤース・ムッル副首相兼国防大臣と反シリア的言説で知られたテレビ・キャスターのマイ・スイドヤーク女史が暗殺未遂に遭い、十二月十二日には、『アン・ナハール』紙編集長でクルナト・シャフワーン会合メンバーのジュブラーン・トゥワイニー議員が暗殺された。こうしたなか、政情も不安定化し、十二月半ばから二〇〇六年二月初めにかけて、ヒズブツラーとアマルが後押しする閣僚が、国連安保理決議第一五五九号への対応をめぐるスイニユーラ首相との意見対立を理由に閣議をポイコットし、内政が実質的に麻痺した。

これら一連の出来事から明らかなのは、シリアによるレバノン実効支配の終焉が、シリアとレバノンのいずれにも「民主化」や政治的安定をもたらしていないという現実であり、この点において両国の状況は、本章でみたR・ハリリー元首相暗殺直後となら変わりがない。

なお、本稿脱稿後のシリアとレバノンの内政、および両国をめぐる情勢については、すでに公刊されている以下の拙稿を参照されたい。

「シリア・バアス党の組織改編——『単一のアラブ民族』へ向けて」(『季刊アラブ』第一一三号、二〇〇五年夏) 一六一—一七ページ。

「大統領の絶対的指導性強化——バアス党第一〇回シリア地域大会から(特集 シリア民主化の行方)」(『季刊アラブ』第一一四号、二〇〇五年秋) 六一—八ページ。

「シリア 民主性誇示か、権威主義維持か——バアス党第十回シリア地域大会にみるアサド政権」(『海外事情』第五三卷、第一一号、二〇〇五年十一月) 四六一—五六ページ。

「アサド政権を襲うシリア・バッシング—米仏の政治的圧力と内政の困難」(『世界』第七四七号、二〇〇六年一月)三〇〇—三〇七ページ。

「第一七期レバノン国民議会選挙結果」(『現代の中東』第四〇号、二〇〇六年一月)三三一—三六一ページ。

「第一七期レバノン国民議会選挙(二〇〇五年)—シリア軍撤退後のレバノンにおける政治力学」(『季報』第七六号、二〇〇六年二月)二七一—二九二ページ。

(二〇〇六年二月十四日、R・ハリリー元首相没後一年に寄せて)

